

「建設工事に係る入札制度改正」について

契約課から発注する建設工事について、下記のとおり制度を改正します。

1 【予定価格等の事後公表の範囲を全ての価格帯に拡大】

契約課から発注する建設工事について全ての価格帯に事後公表を適用します。

改正前	予定価格 2,500 万円未満	事前公表
	予定価格 2,500 万円以上	事後公表
改正後	全ての価格帯の建設工事	事後公表

2 【固定型最低制限価格制度を一部試行導入】

(1) 契約課から発注する予定価格が 2,500 万円未満の建設工事において、入札額が一定の基準価格を下回った場合に失格とする固定型最低制限価格制度を試行導入します。

(2) 契約課から発注する予定価格が 2,500 万円以上の建設工事においては、引き続き低入札価格調査制度を適用します。

改正前	全ての価格帯の建設工事	低入札価格調査制度
改正後	予定価格 2,500 万円未満	固定型最低制限価格制度
	予定価格 2,500 万円以上	低入札価格調査制度

※最低制限価格及び低入札調査基準価格の設定方法※

【範囲】

予定価格の下限(上限)値

7.0/10~9.0/10

【計算式】

- ・ 直接工事費 × 0.95
- ・ 共通仮設費 × 0.90
- ・ 現場管理費 × 0.80
- ・ 一般管理費等 × 0.55

※計算式より算出した額が上記の【範囲】を下回った(上回った)場合には、下限(上限)値で設定。

3. 【実施時期】

平成 26 年 7 月 1 日以降に公告する案件から適用します。